証券コード　6172
2022年３月15日

株　主　各　位

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社メタップス
代表取締役社長　山﨑祐一郎

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年の定時株主総会は、2021年６月16日に施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和３年法律第70号）」及び「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令（令和３年法務省・経済産業省令第１号）」に基づき、場所の定めのない株主総会（インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』）といたします。

本総会には、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続方法等の詳細は、末尾の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。

また、当日ご出席されない場合、あるいはご出席される予定でも通信障害等に備え、書面又はインターネットによって事前に議決権を行使することができますので、是非ご活用ください。書面又はインターネットによって事前に議決権を行使される場合、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年３月29日（火曜日）午後７時までに議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、議決権を有効にご行使いただいた株主の皆様には、後日、株主様お一人につきデジタルギフト（QUOカードPay500円分）をご登録いただいたメールアドレス宛にお送りいたします（ご登録期限：2022年４月末）。ご希望の方は６～７頁に記載の「８．議決権行使の御礼品及びご送付先メールアドレスの登録について」をご確認の上、お手続いただきますようお願いいたします。

敬　具

記

１．日　　時　2022年３月30日（水曜日）午後３時
※総会当日は、午後２時30分頃からログインいただける予定です。
※但し、通信障害等の影響により本総会を上記日程で開催することができなかった場合には、当社IRサイト（アドレスhttps://www.metaps.com/）において、あらためて日程等をご案内します。

２．開催方法　場所の定めのない株主総会といたします。
※当社所定のウェブサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続方法等の詳細は、末尾の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。
※完全オンラインにて開催するため、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません。

３．目的事項

報告事項
１．第14期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第14期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

以　上

本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。

本招集ご通知に記載すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の定めに基づき、インターネット上の当社IRサイト（アドレスhttps://www.metaps.com/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、会計監査人及び監査等委員会がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社IRサイト（アドレスhttps://www.metaps.com/）に掲載させていただきます。

決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社IRサイト（アドレスhttps://www.metaps.com/）に掲載いたします。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、速やかに上記の当社IRサイト（アドレスhttps://www.metaps.com/）でお知らせします。

その他、本総会の運営に関して変更が生じた場合には、上記の当社IRサイト（アドレスhttps://www.metaps.com/）で変更内容等をお知らせいたします。

１．バーチャルオンリー株主総会方式での株主総会運営について

当社は、この度、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図るとともに、新型コロナウイルス等の感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを軽減するため、本総会をバーチャルオンリー株主総会方式で開催することを決定いたしました。

バーチャルオンリー株主総会では、議決権のある株主様におかれまして、ライブ中継をご視聴いただくことによって、会社法上、株主総会に「出席」したものとして取り扱われます。株主の皆様には、いわゆる「ハイブリッド参加型」のような形式や株主総会のライブ配信をご視聴いただく場合とは異なり、インターネットを通じて、議決権を行使いただくことや、ご質問をいただくこと等が可能となります。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続方法等の詳細につきましては、末尾に記載の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。

本総会には、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません。議決権を行使される株主様におかれましては、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただくか、総会当日に当社指定の本総会専用のウェブサイトを通じてバーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますよう、お願い申し上げます。

２．議決権行使について

書面又はインターネットによる事前の議決権行使のほか、総会当日にバーチャルオンリー株主総会に出席いただきますと、インターネットを通じて議決権を行使いただくことができます。

本総会当日の議決権行使をご希望になられる株主様におかれましては、議事進行の様子をライブ中継でご覧いただき、議長の案内に従って議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。総会当日の議決権行使方法の詳細につきましては、末尾に記載の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。

なお、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様がバーチャルオンリー株主総会に出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合には、本総会において最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱うものとし、事前の議決権行使は無効とします。また、事前に議決権行使のうえ、当日バーチャル株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できなかった場合には、なるべく多くの株主の皆様のご意見を議決権行使結果に反映させるために、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱います。事前に議決権行使をせず、当日バーチャル株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権として取り扱います。

３．ご質問の方法について

バーチャルオンリー株主総会に出席いただきますと、オンライン上でご質問をいただくことができます。ご質問の方法は、議長の指定する方法に従い、当社指定の本総会専用のウェブサイトより、テキストにて本総会の目的事項に関する質問事項をご入力いただく形で行っていただきます。総会当日の質問の方法の詳細につきましては、末尾に記載の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。

ご質問につきましては、お一人様につき３問まで、１問あたりの文字数は150文字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握できるよう、簡潔な入力にご協力をお願い申し上げます。なお、当日のご質問につきましては、本総会の目的事項に関する質問であって、他の質問と重複しないものを中心に取り上げることといたしますが、いただいたご質問のすべてに回答できない場合がございます。同様の質問等の繰り返しや、膨大な文字量のテキストデータの送信、本総会の目的事項と無関係な内容や、プライバシー又は名誉を害するものその他不適切な内容を含む質問等の送信など、株主の皆様との貴重な対話の場である本総会の趣旨に反する場合や、本総会の議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合には、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

また、本総会の目的事項に関しまして、事前にご意見やコメント等をいただくこともできます。株主様のご関心が高い事項につきましては、本総会で採り上げた上で、ご説明をさせていただく予定です。事前のご意見やコメント等のご入力方法につきましては、末尾に記載の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。

なお、株主様から寄せられたご質問等については、本総会の目的事項に無関係であると判断されるもの、重複するもの、個人のプライバシーや名誉を侵害する可能性があると判断されるものその他公開に支障があるものを除き、本総会終了後、当社IRサイト（アドレスhttps://www.metaps.com/）にて公開させていただく予定です。併せてご参照ください。

４．動議について

本総会において動議がある場合、本総会当日に、議長が指定する方法に従い、当社指定の本総会専用のウェブサイトよりテキストをご入力いただく形で行っていただきます。議長の指定した方法以外の方法によりテキストデータを送信するなど、動議であるか否かの判別ができないものは動議として採り上げない場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、同様の動議を繰り返し送信することや、明らかに不適法な動議を送信することその他議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

５．本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容

本総会では、通信障害対策が講じられたシステムを利用し、本総会当日の運用に際しては、通信障害対応が可能な専門スタッフを複数配置します。もっとも、通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、総会当日に、本総会の延期又は続行の議長一任決議について諮り、また、株主様への周知方法を含む対応マニュアルをあらかじめ整備します。

６．本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主様の利益の確保に配慮することについての方針の内容

議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、お手元の議決権行使書用紙を返送する方法により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、電話会議システム専用番号へ電話をおかけいただくことで、音声により議事進行をお聴きいただくことが可能になります。**電話会議システムのご利用には事前申込が必要となりますので、ご注意ください。**

なお、バーチャルオンリー株主総会の円滑な運営の観点から、電話会議システムを通じて参加いただく場合には、議事進行を音声でお聴きいただくことはできますが、ご質問や動議の発出はできず、議決権を行使することもできないものとさせていただきます。議決権の行使をご希望になられる株主様におかれましては、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

それでもなお、総会当日にバーチャルオンリー株主総会へのご出席を希望され、かつ、バーチャルオンリー株主総会の議事における情報の送受信をするためにインターネットを使用することに支障のある株主様に対しては、必要となる機器について貸出しをするための「視聴室」を設けます。**「視聴室」のご利用には事前申込が必要となります。**なお、ご利用可能な株主様を最大５名に制限させて

いただくこと、申込者多数の場合は抽選となりますことを、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

【電話会議システム　又は　「視聴室」ご利用のお申込方法】

FAXによりお申込みをお受けいたします。お申込みの際は、同封の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」と「氏名」に加えて、以下のご連絡日当日の指定の時間帯（午前10時～午後５時）にご連絡が可能な「電話番号」を記載のうえ、「電話会議システム利用希望」又は「視聴室利用希望」の旨を下記FAX番号まで送信ください。電話会議システム利用をご希望の株主様、又は「視聴室」をご利用いただける株主様には、株主総会運営事務局から、以下ご連絡日にお電話にて、詳細を連絡させていただきます。

申込時に「株主番号」「氏名」「電話番号」「ご希望内容（「電話会議システム利用希望」又は「視聴室利用希望」）」の記載が揃っていない場合は、お申込みを無効とさせていただく場合がございます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

・受付期間　2022年３月16日（水）正午～2022年３月23日（水）午後６時

・FAX番号　03-5962-6451

・ご連絡日　2022年３月24日（木）午前10時～午後５時にお電話いたします。

７．代理出席の取扱いについて

代理人によるバーチャル出席を希望される株主様は、法令及び当社定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様１名に委任いただきますようお願いいたします。

お手続方法の詳細につきましては、末尾に記載の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」の「５．代理人による出席方法」をご参照ください。

８．議決権行使の御礼品及びご送付先メールアドレスの登録について

議決権を有効にご行使いただいた株主の皆様には、後日、株主様お一人につきデジタルギフト（QUOカードPay500円分）をご登録いただいたメールアドレス宛にてお送りいたします。ご希望の方は登録URLよりお手続きいただきますようお願いいたします。なお、下記の登録期限を過ぎてご登録をされた場合、御礼品送付の対象外となりますので、あらかじめご了承ください。

① 上記のQRコードを読み込み、登録フォームにアクセスしてください。

② 接続されましたら、「メールアドレス」、議決権行使書用紙に記載されている「氏名」及び「株主番号」をご登録ください。

ご登録期限：2022年４月末

お手続きにご不明点等がございましたら、03-5962-6450までご連絡ください。

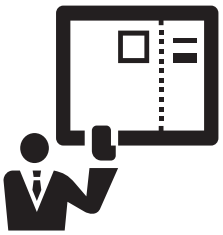

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。併せて３～４頁の「２．議決権行使について」もご確認ください。



書面（郵送）で
議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2022年３月29日
（火曜日）
午後７時到着分まで



インターネットで
議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年３月29日
（火曜日）
午後７時入力完了分まで



バーチャルオンリー株主総会に
出席して議決権を行使する方法

ログイン方法等のご案内をご参照の上、バーチャルオンリー株主総会にご出席ください。

株主総会開催日時

2022年３月30日
（水曜日）
午後３時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

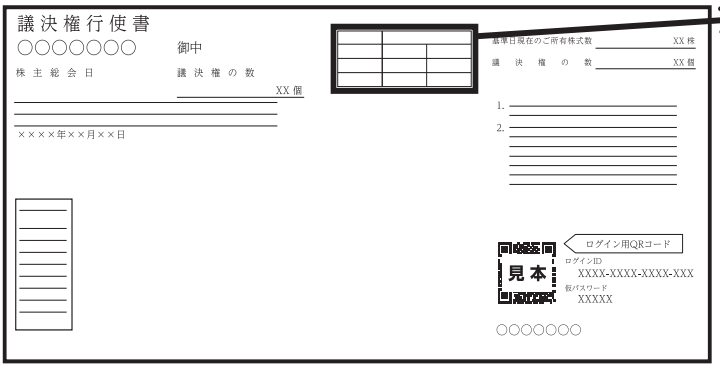

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案
- 賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫「否」の欄に○印

第２号議案
- 全員賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

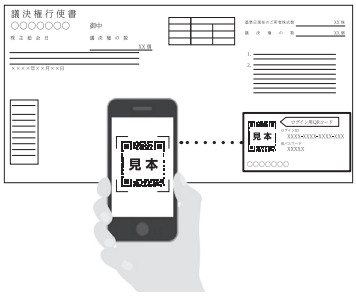

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

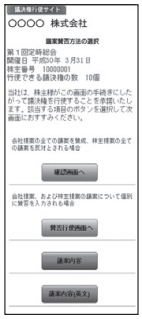

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

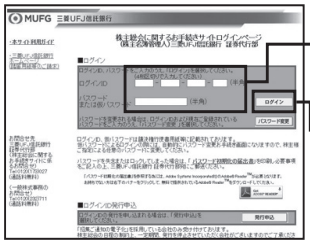

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 新しいパスワードを登録してください。

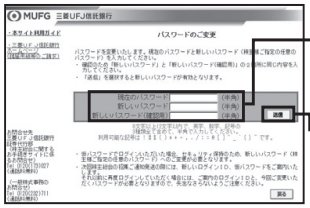

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

（提供書面）

事　業　報　告

（2021年１月１日から
2021年12月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社グループは「テクノロジーでお金と経済のあり方を変える」のコーポレートミッションのもと、成長性の高いテクノロジー領域に経営資源を集中し事業を展開しております。当該領域は、スマートフォンやタブレット、ウェアラブル端末といったデバイスの普及に加え、Twitter、Facebook、Instagram、LINEなどのソーシャルメディアの拡大、クラウドや人工知能（AI）の進化、ブロックチェーンといった新しいテクノロジーやサービスの出現により劇的な変化を続けております。これらの市場規模は世界的にも一層の拡大が見込まれ、関連事業を提供する当社グループの収益機会も大きく広がるものと考えております。このような事業環境のもと、当社グループは、ファイナンス及びマーケティングを２つの事業の柱としながら、新たにDX支援事業を立ち上げ、SaaSサービスの展開や、ブロックチェーン技術を活用した新規サービスの開発を積極的に行っております。また2020年８月に中期経営計画「The Road To 2025」を策定し、決済を中心とするフィンテック領域への投資、成長戦略としてDX支援事業への投資、中長期で着実な利益成長が可能なストック型ビジネスへ集中投資していくことを決定いたしました。変化の大きい事業環境の中でも安定的な収益基盤を築き、社会のDX化とフィンテックの発展を推進し、当社のビジョンとミッションの実現を目指してまいります。

前連結会計年度から継続する新型コロナウイルス感染症の拡大は当社事業にも様々な影響を及ぼしました。特にファイナンス事業においては、旅行・ホテル関連やイベント関連決済の需要が大幅に減少、その影響は当連結会計年度においても継続しております。一方、同事業のパッケージ・ソリューション及び信用ビジネスが好調に拡大しており、当社グループの成長の基軸となっております。感染症拡大を契機とした社会の変化は新たな顧客ニーズを開拓する機会と捉え、既存サービスの刷新を含め、積極的な事業展開を継続してまいります。

なお、中期経営計画の実現に向けた事業ポートフォリオ見直しの一環として、第３四半期連結会計期間において持分法適用関連会社である株式会社pringの株式譲渡を完了し、関係会社株式売却益として3,520百万円を計

上いたしました。また、中華圏事業の持株会社であるMetaps Entertainment Limitedの株式譲渡及び韓国子会社であるMafin Inc.の株式譲渡の決定に伴い、海外セグメントを非継続事業に分類し、報告セグメントから除外いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,739百万円、営業利益3,281百万円、税引前当期利益3,259百万円、当期利益4,106百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益4,054百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は120百万円であり、その主なものはソフトウェアであります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

Metaps Entertainment Limitedは、当社グループの保有する同社株式のすべてを譲渡したため、2021年３月29日付で連結の範囲から除外しております。

株式会社pringは、当社グループの保有する同社株式のすべてを譲渡したため、2021年９月21日付で持分法の範囲から除外しております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

国際財務報告基準（IFRS）

区　　分	第 11 期 (2018年８月期)	第 12 期 (2019年12月期)	第 13 期 (2020年12月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売　上　高(百万円)	10,240	13,292	5,020	5,739
営業利益又は営業損失（△）(百万円)	△214	△2,990	△ 563	3,281
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)（△は損失）	△454	△2,861	△108	4,054
基本的１株当たり当期利益（円）（△は損失）	△33.89	△211.29	△7.93	297.13
資　産　合　計(百万円)	22,686	20,884	21,921	31,500
資　本　合　計(百万円)	8,350	4,517	5,977	9,974
１株当たり親会社所有者帰属持分（円）	576.36	359.64	417.34	723.99

（注）第14期にMetaps Entertainmentが連結除外され、韓国子会社であるMafin Inc.の株式譲渡を決定したため、これらの事業を非継続事業に分類しております。これにより、第13期以降の売上高、営業利益又は営業損失は非継続事業を除いた継続事業の金額を表示しております。

(3) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

会　社　名	所　在　地	資　本　金	出資比率	主要な事業内容
Metaps Plus Inc.	大韓民国 ソウル特別市	517百万KRW	79.73%	関係会社管理事業
株式会社メタップスペイメント	東京都港区	1,134百万円	80.00%	ファイナンス事業
株式会社メタップスワン	東京都渋谷区	100百万円	100.00%	マーケティング事業

（注）１．Metaps Entertainment Limitedは、当社グループの保有する同社株式のすべてを2021年３月29日付で譲渡したため、重要な子会社から除外いたしました。

２．Smartcon Co. Ltd.は、当社グループの保有する同社親会社であるMafin Inc.株式のすべてを譲渡することについて、2021年12月30日開催の取締役会で決定したため、重要な子会社から除外いたしました。

３．当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

① 組織体制の整備

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に運用すること、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査等委員会による監査等を基軸とするコーポレート・ガバナンス機能の充実などを行っていく方針であります。

② 開発スピード強化への対応

既存プロダクトのシステム稼働は安定していますが、テクノロジー領域における目まぐるしい変化スピードに対応していくためには、常に新しいプロダクトを創造し続ける必要があります。一方で、情報漏えい、情報セキュリティ面でのリスク対応強化についても並行して進められるよう、引き続き優秀な技術者の確保、職場環境の改善に努めてまいります。

③ 新規事業の展開について

当社グループの展開する事業の属するテクノロジー業界は、急速な進化、拡大を続けており、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速いため、当社グループにおいても顧客のニーズを満たす新サービスの展開を常に検討しております。今後、ファイナンス関連事業を主軸に、DX支援を軸とした積極的な事業展開を進めていく方針であります。

④ 情報セキュリティ体制の強化

当社グループの提供するサービスでは、個人情報などの機密情報を取り扱っております。当社グループは、お客様からお預かりした情報資産をはじめ、会社の情報資産をあらゆる脅威からの保護するため、十分な情報セキュリティ対策を確保することが当社の重要な経営課題と認識し、情報セキュリティ基本方針を策定し、推進しております。今後も引き続き、技術的セキュリティ向上のみならず、組織全体のマネジメント体制も含め、情報セキュリティ体制の継続的な改善に努めてまいります。

上記施策により、内部管理体制やコーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、更なる事業拡大に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社グループは、「世界を解き放つ」との経営ビジョンのもと、ファイナンス事業を主軸に、マーケティング事業及びDX支援事業等を行っております。

(6) 主要な営業所（2021年12月31日現在）

本社(東京都渋谷区)

(注)当社の重要な子会社については、「(3)重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(7) 使用人の状況（2021年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ファイナンス	83(2)名	8名増（ － ）
マーケティング	31(0)名	－ （4名減）
海外	52(0)名	32名減（4名減）
その他	63(20)名	3名減（4名増）
合計	229(22)名	27名減（4名減）

（注）1．報告セグメントの区分変更により、前年度比較に変更後のセグメント区分に組み替えております。

2．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

3．海外における使用人数が前連結会計年度末と比べて減少したのは、中華圏事業の売却によるものであります。

4．ファイナンスにおける使用人数が前連結会計年度末と比べて増加したのは、新規採用者の増加によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
63（20）名	2名増（6名増）	36.8歳	2.5年

（注） 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2021年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　42,000,000株

② 発行済株式の総数（注）　13,730,018株

③ 株主数　11,341名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
佐藤航陽	2,646,000株	19.27%
株式会社ＳＢＩ証券	1,715,700	12.49
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS−MARGIN（CASHPB）	644,000	4.69
楽天証券株式会社	446,800	3.25
日本瓦斯株式会社	435,200	3.16
山﨑祐一郎	406,000	2.95
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	288,100	2.09
野村證券株式会社	278,561	2.02
MORGAN STANLEY & CO.LLC Matthew Berke	103,900	0.75
auカブコム証券株式会社	72,200	0.52

（注）１．新株予約権付社債の転換および新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は163,108株増加しております。

２．持株比率は自己株式（170株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③　その他新株予約権の状況

イ．2019年１月15日開催の取締役会決議に基づき発行した第14回新株予約権

新株予約権の総数	3,300個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 330,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり100円
新株予約権の払込期日	2019年２月１日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき　1,780円
権利行使期間	2021年４月１日から 2029年１月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算定される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	①　2020年12月期から2024年12月期までのいずれかの期において当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の営業利益が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる行使可能割合を限度として当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌日１日から行使することができる。 (a) 営業利益が7,000百万円を超過した場合 行使可能割合：70％ (b) 営業利益が8,000百万円を超過した場合 行使可能割合：80％ (c) 営業利益が9,000百万円を超過した場合 行使可能割合：90％ (d) 営業利益が10,000百万円を超過した場合 行使可能割合：100％

新株予約権の行使の条件	なお、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益を参照するものとする。また、会計基準の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。 ②　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任及び懲戒解雇などにより退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。 ③　新株予約権者の相続人による本新株予約権を行使できないものとする。 ④　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式の総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。 ⑥　当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
割当先	第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てた。 当社取締役　　５名　1,110個 当社従業員　　26名　1,530個 当社子会社取締役　６名　420個 当社子会社従業員　８名　240個

ロ．2019年10月11日開催の取締役会決議に基づき発行した第15回新株予約権

新株予約権の総数	12,542個
新株予約権の目的である株式の種類と潜在株式数	普通株式：1,254,200株　（注）１ （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり882円
新株予約権の払込期日	2019年10月29日
行使価額	１株当たり897円　（注）１
権利行使期間	2019年10月30日から 2024年10月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てた。　（注）２ 投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号　8,269個 InfleXion Ⅱ Cayman, L.P.　3,169個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合85号　1,104個

（注）１．行使価額の修正条件：当社は、2020年４月29日、2021年４月29日及び2022年４月29日（修正日）において、当該修正日まで（当日を含む。）の５連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な行使価額を１円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（897円）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限修正価額とする。

2020年４月22日から2020年４月29日まで（当日を含む）の５連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が、下限修正価額（897円）を下回ったため、行使価額は、2020年４月29日を修正日として1,196円から897円へ調整されました。行使価額の調整により、本新株予約権の潜在株式数に変更はありません。

２．割当先であるInfleXion Ⅱ Cayman, L.P.は、2020年２月27日付で割当先である投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号に対し、本新株予約権98個を譲渡しました。

ハ．2019年10月11日開催の取締役会決議に基づき発行した第１回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債の総額	1,499,988,000円
社債に付された新株予約権の総数	49個
新株予約権の目的である株式の種類と潜在株式数	普通株式：1,672,226株　（注）
社債及び新株予約権の払込金額	本社債の金額100円につき金100円 本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないものとする
社債の払込期日及び新株予約権の割当日	2019年10月29日
転換価額	１株当たり897円　（注）
権利行使期間	2020年10月30日から 2024年10月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てた。 投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号　32個 InfleXion Ⅱ Cayman, L.P.　13個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合85号　４個

（注）転換価額の修正条件：当社は、2020年４月29日、2021年４月29日及び2022年４月29日（修正日）において、当該修正日まで（当日を含む。）の５連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な転換価額を１円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（897円）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限修正価額とする。

2020年４月22日から2020年４月29日まで（当日を含む）の５連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が、下限修正価額（897円）を下回ったため、転換価額は、2020年４月29日を修正日として、1,196円から897円へ調整されました。転換価額の調整に伴い、本転換社債型新株予約権の潜在株式数は1,672,226株に変更されました。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年12月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山崎祐一郎	株式会社メタップスペイメント取締役 株式会社メタップスワン取締役 Metaps Plus Inc.取締役
取締役	和田洋一	株式会社メタップスペイメント代表取締役 ワンダープラネット株式会社社外取締役 株式会社マイネット社外取締役 株式会社夢真ビーネックスグループ社外取締役
取締役（監査等委員）	ロウ・フェイ	DXHUB株式会社取締役 株式会社Linc取締役
取締役（監査等委員）	小笹文	合同会社カラフル代表社員
取締役（監査等委員）	佐野綾子	東京地方裁判所民事調停官 あや総合法律事務所代表 株式会社すかいらーくホールディングス社外取締役

（注）１．取締役（監査等委員）小笹文氏及び佐野綾子氏は、社外取締役であります。

２．2021年３月30日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって、高山健氏、亀村明氏及び吉川朋弥氏は取締役を任期満了により退任いたしました。

３．当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会室を設置し、重要会議への出席等を通じて情報収集を行うほか、内部監査部門及び執行役から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

４．当社は小笹文氏及び佐野綾子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

５．当社と取締役（監査等委員）であるロウ・フェイ氏、小笹文氏及び佐野綾子氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条に定める最低責任限度額としております。

６．当社は、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を山崎祐一郎氏、和田洋一氏、ロウ・フェイ氏、小笹文氏、佐野綾子氏と締結しており、その職務を行うについて悪意がなかったと認められる場合に限り、同項第１号の費用を、悪意又は重過失がなかったと認められる場合に限り、同項第

２号の損失を、各々法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

７．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

①被保険者の範囲

当社の取締役(監査等委員含む)、執行役員及び子会社の取締役、監査役、執行役員が当該保険契約の被保険者に含まれます。

②保険契約の内容の概要

個人被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、個人被保険者が被る損害賠償金・争訟費用について、当該保険契約により補填されます。なお、保険料は全額当社負担となっております。

② 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	2名 （－）	40百万円 （－百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	6 （5）	15百万円 （11百万円）
合　　計 （うち社外役員）	8 （5）	55百万円 （11百万円）

（注）1．取締役の報酬等は、金銭による固定報酬としての基本報酬のみです。

2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2018年11月29日開催の第11回定時株主総会において、月額30百万円以内（うち社外取締役月額10百万円以内）と決議いただいております。また監査等委員である取締役の報酬限度額は、同株主総会において、月額３百万円以内と決議いただいております。

4．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

（1）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を報酬諮問委員会が作成し、その諮問内容を尊重して2021年2月26日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

（2）決定方針の内容の概要

① 基本方針

当社の取締役の報酬等は、金銭による固定報酬としての基本報酬のみとし、担当領域の規模・責任に応じた適正水準とすることを方針とする。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員を除く）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、その範囲内で外部専門機関の客観的な報酬調査データを参考に役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与レベルも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。監査等委員である取締役の報酬等に関しては、独立性確保の観点から、固定報酬のみで構成し、株主総会で報酬

総額の範囲を決議し、監査等委員会で業務の分担等を勘案して決定する。

③ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されているため、該当事項はありません。

④ 基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬等または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬のみで構成されているため、該当事項はありません。

（3）当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその原案を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬額については、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与レベルも踏まえ、報酬諮問委員会の諮問に基づき、取締役会決議により決定する。監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、業務の分担等を勘案して監査等委員会で決定する。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）小笹文氏は、合同会社カラフルの代表社員であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）佐野綾子氏は、東京地方裁判所の民事調停官、あや総合法律事務所の代表及び株式会社すかいらーくホールディングスの社外取締役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員）	小　笹　文	2021年３月30日就任以降に開催された取締役会13回、監査等委員会10回の全てに出席致しました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員）	佐　野　綾　子	2021年３月30日就任以降に開催された取締役会13回、監査等委員会10回の全てに出席致しました。証券会社における実務経験や弁護士として税務を含む専門的見地から適宜発言を行っております。

（注）上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が４回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容を参考に必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

イ．業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化のため、2018年11月29日開催の第11回定時株主総会決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。（最終改定2021年11月30日）

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」及び「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。

② コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土づくりに努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会に報告する。

③ 取締役会は、取締役会等重要な会議をとおして各取締役の職務執行を監督し、監査等委員である取締役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を監査する。

④ 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努める。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保する。

⑥ 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。

⑦ 当社グループの取締役及び使用人が、コンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる体制として弁護士による社外相談窓口（以下、内部通報制度）を設置し、相談・提案を受けた弁護士は、速やかに監査等委員会へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図るよう努める。

⑧ 内部通報制度や監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑨ 内部監査部は、内部監査規程に基づき法令及び定款の遵守体制に対し

て監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役社長に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文章の取扱は、社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行う。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社グループ内のリスク管理体制強化のために、リスク・コンプライアンス規程を策定し、当社グループにおけるリスク評価及び対応は、管理本部が事務局となり、法務および内部統制担当者等で構成されるリスクマネジメント委員会で推進する。

② 販売先、仕入先、銀行、子会社との取引は業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限基準表、稟議規程、経理規程に基づいて行い、管理本部長を責任者として管理の事務局は人事総務部が行う。

③ 重要情報の適時開示を果たすため、取締役は、会社の損失に影響をあたえる重要事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく取締役会または業務執行会議に報告し、報告された情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示の指示を行う。

④ 取締役、執行役員、子会社社長は、取締役会等において会社の財務状況の把握に努め、担当する部門における月次損益状況を報告し、会社の損失に影響を与える重要事実が発見された場合は、その情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示を行う。

⑤ 内部監査部は、内部監査規程に基づきリスク管理体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役社長に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、取締役会を月１回開催するほか、適宜臨時に開催するものとし、経営に係わる業務執行上の重要案件については、取締役及び常務執行役員から構成される業務執行会議において事前審議を行い、その審議を経

て執行決定を行うこととする。

② 取締役の業務執行については、取締役会規程、稟議規程、業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限基準表に基づきそれぞれの責任者及びその責任、執行手続等について定めることとする。

③ 取締役が業務執行を効率的に行うために、業務の合理化及び手続き等の簡略化に努め、必要があるときは管理本部からの助言を得る。

④ 業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進する。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社グループは、当社グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループ会社間の指揮、命令、意思疎通の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながら企業集団としての業務の適正を図る。

② 当社グループの業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、グループ会社の管理は投資戦略本部が行う。グループ会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく投資戦略本部長を通じて、取締役会または業務執行会議に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。

③ グループ会社に対する管理、支援等を行う管理責任、援助責任部門を本社内に定め、当社グループとしての情報の共有・伝達に努める。

④ 内部監査部は、内部監査規程に基づき当社グループの監査を定期的に実施し、その結果について代表取締役社長に報告する。また、子会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく代表取締役社長を通じて、取締役会または業務執行会議に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。

⑤ 内部統制システムを整備するに当たっては、財務報告に係る内部統制評価実施マニュアルに基づき、当社グループ全体に亘る体制を整備する。

⑥ 当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、定期的または随時に関係資料の提出を求める。

⑦ 当社は、定期的または随時に業務執行会議を開催し、その他必要に応じて子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況の報告を受ける。

6．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査等委員会が、監査の実施のために必要に応じて補助者を配置するよう求めた場合は、適任者を監査等委員会と協議の上、任命する。任命された補助者は、監査等委員会の補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

② 監査等委員会の補助業務を行う補助者を任命した場合は、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役及び使用人に周知する。

7．当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項

① 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な法令違反、定款違反や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要事項があるときは、速やかに監査等委員会に報告する。

② 監査等委員会は、監査等委員会監査等基準に基づき、取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役及び使用人に対しその説明を求めることができる。

③ 内部監査部は、内部監査規程に基づき、内部監査の計画の立案及び実施に当たっては、監査等委員会と密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けることができる。

④ 内部統制担当部門は、監査等委員会と密な連携を保つとともに、監査等委員会からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行う。

⑤ 監査等委員会監査事務は内部監査部がこれを補助する。

⑥ 監査等委員会は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

８．その他監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制

① 当社グループの取締役及び使用人は監査等委員会またはその補助使用人から業務遂行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められた場合は、迅速、適切に対応する。

② 監査等委員会がその職務の執行について、必要な費用の請求をした時は、速やかに当該費用または債務を処理する。

③ 監査等委員会は監査法人との会合を定期的または随時に持ち、財務報告の信頼性について意見交換を行う。

④ 監査等委員会は代表取締役との会合を定期的または随時に持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換を行う。

９．財務報告の信頼性を確保するための体制

① 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

② 財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。

③ 内部統制担当部門は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会または業務執行会議に報告する。また、併せて監査等委員会へ報告する。

④ 上記①から③に掲げる方針及び手続き等を運用するにあたり、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進し、ITに係る全般統制及び業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切な対応ができるようにする。

⑤ 内部監査部は、財務報告に係る内部統制の有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役社長に報告し、併せて監査等委員会へ報告する。

ロ．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 当事業年度は、取締役会を22回（うち会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が６回）開催し、重要事項について審議・決議したほか、担当取締役から職務執行状況に

ついて報告を受けております。社外取締役（２名）は、取締役会において独立した客観的な立場から忌憚のない意見を述べ、経営や業務執行の監督機能を担っております。

② 業務執行会議を毎月開催し、各事業責任者から事業報告を受けております。

③ リスクマネジメント委員会を毎月開催し、リスクマネジメント、コンプライアンス等の方針を検討しております。

④ 監査等委員会を毎月開催し、監査計画に基づき内部監査部と連携して調査を実施するとともに、取締役、会計監査人との間で情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる」旨を定款に定めております。当社は、未だ成長過程にある企業であり、主要事業の立ち上げ間もないことから未だ内部留保が薄く、創業以来配当を行っておりません。当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、現在当社は成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元に繋がると考えております。

将来的には、各期の財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案したうえで株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

連結財政状態計算書

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	27,770	流動負債	18,999
現金及び現金同等物	11,648	営業債務及びその他の債務	15,794
営業債権及びその他の債権	13,312	その他の金融負債	692
		未払法人所得税	91
		引当金	168
その他の金融資産	418	その他の流動負債	385
その他の流動資産	111	小計	17,131
小計	25,489	売却目的で保有する資産に直接関連する負債	1,868
売却目的で保有する資産	2,282	非流動負債	2,527
非流動資産	3,730	社債及び借入金	1,355
有形固定資産	252	その他の金融負債	1,093
		繰延税金負債	77
のれん	1,176	その他の非流動負債	2
		負債合計	21,526
顧客関連無形資産	63	(資本の部)	
その他の無形資産	203	親会社の所有者に帰属する持分合計	9,846
		資本金	100
持分法で会計処理されている投資	49	資本剰余金	11,138
		その他の資本の構成要素	△373
繰延税金資産	76	利益剰余金	△1,018
		自己株式	△0
その他の金融資産	1,912	非支配持分	128
その他の非流動資産	0	資本合計	9,974
資産合計	31,500	負債及び資本合計	31,500

連結損益計算書

（2021年１月１日から
2021年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
継続事業	
売上高	**5,739**
売上原価	**3,099**
売上総利益	**2,640**
販売費及び一般管理費	**2,570**
その他の収益	3,580
その他の費用	236
持分法による投資損益（△は損失）	△133
営業利益	**3,281**
金融収益	6
金融費用	28
税引前当期利益	**3,259**
法人所得税費用	△320
継続事業からの当期利益	**3,579**
非継続事業	
非継続事業からの当期利益	527
当期利益	4,106
当期利益の帰属	
親会社の所有者	4,054
非支配持分	52
当期利益	**4,106**

連結持分変動計算書

（2021年１月１日から
2021年12月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	その他の資本の構成要素		
			新株予約権	その他の包括利益累計額	合計
2021年1月1日時点の残高	5,444	5,649	0	△359	△358
当期利益	－	－	－	－	－
その他の包括利益	－	－	－	△39	△39
当期包括利益合計	－	－	－	△39	△39
減資	△5,417	5,417	－	－	－
新株の発行（新株予約権の行使）	12	13	△1	－	△1
転換社債型新株予約権付社債の転換	61	59	－	－	－
子会社の支配喪失による増減	－	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－	－
その他	－	－	25	－	25
所有者との取引額合計	△5,344	5,489	24	－	24
2021年12月31日時点の残高	100	11,138	24	△397	△373

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
	利益剰余金	自己株式	合計		
2021年1月1日時点の残高	△5,072	－	5,662	315	5,977
当期利益	4,054	－	4,054	52	4,106
その他の包括利益	－	－	△39	△2	△41
当期包括利益合計	4,054	－	4,015	49	4,065
減資	－	－	－	－	－
新株の発行（新株予約権の行使）	－	－	24	－	24
転換社債型新株予約権付社債の転換	－	－	120	－	120
子会社の支配喪失による増減	－	－	－	△237	△237
自己株式の取得	－	△0	△0	－	△0
その他	－	－	25	－	25
所有者との取引額合計	－	△0	169	△237	△68
2021年12月31日時点の残高	△1,018	△0	9,846	128	9,974

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,155	流動負債	272
現金及び預金	6,835	買掛金	50
売掛金	341	未払金	54
前払費用	16	預り金	9
未収収益	133	未払費用	50
短期貸付金	31	未払法人税等	5
その他	378	その他	100
貸倒引当金	△581	固定負債	2,363
固定資産	5,085	社債	1,377
有形固定資産	1	長期未払金	984
工具、器具及び備品	6	その他	1
減価償却累計額	△4		
無形固定資産	82	負債合計	2,635
商標権	0	(純資産の部)	
ソフトウェア	57	株主資本	9,594
その他	25	資本金	100
投資その他の資産	5,001	資本剰余金	10,923
投資有価証券	48	資本準備金	5,506
関係会社株式	2,819	その他資本剰余金	5,417
長期貸付金	2,089	利益剰余金	△ 1,428
長期未収入金	1,800	その他利益剰余金	△ 1,428
貸倒引当金	△ 1,779	繰越利益剰余金	△ 1,428
その他	24	自己株式	△0
		新株予約権	11
		純資産合計	9,605
資産合計	12,241	負債純資産合計	12,241

損　益　計　算　書

（2021年１月１日から
2021年12月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
営業収益		
売上高	999	
関係会社ロイヤリティー収入	247	
関係会社受取配当金	40	1,287
売上原価		**570**
売上総利益		**716**
販売費及び一般管理費		**1,211**
営業損失（△）		**△ 494**
営業外収益		
為替差益	36	
受取利息	34	
関係会社事業損失引当金戻入額	13	
その他	1	86
営業外費用		
支払利息	1	
社債利息	17	
支払報酬	74	
その他	19	112
経常損失（△）		**△521**
特別利益		
固定資産売却益	0	
子会社清算益	1	
関係会社株式売却益	5,618	
その他	100	5,720
特別損失		
固定資産除却損	9	
子会社整理損	2	12
税引前当期純利益		**5,187**
法人税、住民税及び事業税	△16	△16
当期純利益		**5,203**

株主資本等変動計算書

（2021年１月１日から
2021年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	5,443	5,432	－	5,432	△6,632	△6,632
当期変動額						
新株の発行	12	12	－	12	－	－
減資	△5,417	－	5,417	5,417	－	－
当期純利益	－	－	－	－	5,203	5,203
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－
転換社債型新株予約権付社債の転換	61	61	－	61	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	△5,343	73	5,417	5,490	5,203	5,203
当期末残高	100	5,506	5,417	10,923	△1,428	△1,428

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	－	4,244	11	4,255
当期変動額				
新株の発行	－	24	－	24
減資	－	－	－	－
当期純利益	－	5,203	－	5,203
自己株式の取得	△0	△0	－	△0
転換社債型新株予約権付社債の転換	－	122	－	122
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	△0	△0
当期変動額合計	△0	5,350	△0	5,349
当期末残高	△0	9,594	11	9,605

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年２月28日

株式会社メタップス

取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　千代田　義　央

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　智佳子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社メタップスの2021年１月１日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社メタップス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年２月28日

株式会社メタップス

取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　千代田　義　央

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　智佳子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社メタップスの2021年１月１日から2021年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年１月１日から2021年12月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表) 及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年２月28日

株式会社メタップス　監査等委員会

監査等委員(社外取締役)　小　笹　　文
監査等委員(社外取締役)　佐　野　綾　子
監査等委員　ロ　ウ　・　フ　ェ　イ

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

1.　提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①　変更案第14条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②　変更案第14条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③　株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14 条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④　上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2.　変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第14条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	＜ 削 除 ＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
＜ 新 設 ＞	（電子提供措置等） 第14条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 　　２　　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
附則 ＜ 新設 ＞	附則 （定款第14条の変更に係る効力発生日） 第２条　　定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）等の削除および定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 　　２　　前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条はなお効力を有する。 　　３　　本条は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

取締役全員（２名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役２名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	やまざきゆういちろう 山　崎　祐一郎 （1981年10月18日）	2006年６月　ドイツ証券株式会社（投資銀行本部）入社 2011年３月　イーファクター株式会社（現当社）入社 2011年４月　当社取締役就任 2015年10月　Metaps Plus Inc.（旧Nextapps Inc.）取締役就任（現任） 2016年４月　ペイデザイン株式会社（現株式会社メタップスペイメント）取締役就任（現任） 2016年11月　当社取締役副社長就任 2018年11月　当社代表取締役社長就任（現任） 2021年３月　株式会社メタップスワン取締役就任（現任）	406,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	わだよういち 和田洋一 (1959年５月28日)	1984年４月　野村證券株式会社入社 2000年４月　株式会社スクウェア入社 2001年12月　同社代表取締役社長就任 2003年４月　株式会社スクウェア・エニックス（現　株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）代表取締役社長就任 2015年５月　当社社外取締役就任 2016年８月　ワンダープラネット株式会社社外取締役就任（現任） 2016年11月　当社取締役会長就任 2016年12月　ペイデザイン株式会社（現　株式会社メタップスペイメント）取締役就任 2017年10月　同社代表取締役就任（現任） 2017年11月　当社取締役就任（現任） 2018年３月　株式会社マイネット社外取締役就任（現任） 2021年９月　株式会社夢真ビーネックスグループ社外取締役就任（現任）	－株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．(1) 山﨑祐一郎氏を取締役候補者とした理由は、代表取締役として経営の重要事項の決定を適切に行っており、金融や海外の事情にも精通し、当社グループの事業拡大に貢献するとともに、管理部門管掌としてコンプライアンス、コーポレートガバナンスの強化にも取り組んでいくことができると判断し、取締役候補者といたしました。

(2) 和田洋一氏を取締役候補者とした理由は、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社グループの持続的な成長を推進することができると判断し、取締役候補者といたしました。

３．「所有する当社株式の数」については、2021年12月31日現在の所有株式数を記載しております。

４．当社は、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を各取締役候補者と締結しており、その職務を行うについて悪意がなかったと認められる場合に限り、同項第１号の費用を、悪意又は重過失がなかったと認められる場合に限り、同項第２号の損失を、各々法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が再任された場合は、当該補償契約を継続します。

５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。本議案が原案どおり承認され、各候補者が再任された場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、また、当該保険契約は任期途中に更新される予定です。

以上

メ　　モ

メ　　モ

バーチャルオンリー株主総会の運営について

本総会は、インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』です。株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続方法等の詳細について、以下のとおりご案内申し上げます。総会当日に専用のウェブサイトからインターネット上で出席し、ライブ配信映像のご視聴、議決権行使の他、株主総会の目的事項に関するご質問、動議の提出等が可能です。また、同サイト内より、事前のご意見、ご質問等をお受けしていますので、是非ご利用下さい。

※同サイトのご利用に際しましては、以下の注意事項を必ずご一読ください。

１．配信日時

2022年３月30日（水曜日）　午後３時～

※可能時間　午後２時30分頃からログインいただける予定です。

※但し、通信障害等の影響により本総会を上記日程で開催することができなかった場合には、当社IRサイト（https://www.metaps.com/）において、あらためて日程等をご案内します。

２．総会当日における議決権行使のアクセス方法

接続先：https://web.sharely.app/login/metaps-14

① 上記のURLを入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、バーチャル株主総会サイトにアクセスしてください。

② 接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を画面表示に従って入力しログインしてください。

※議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。

※その他ご不明点に関しては下記URLよりヘルプページをご参照ください。

https://sharely.zendesk.com/hc/ja/

３．当日の議決権行使、質問及び動議の提出方法

（１）　当日の議決権行使の方法

ログイン後、議長の指示に従って、「決議」タブより賛否をご入力ください。

（２）　当日の質問の方法

ログイン後、議長の指示に従って、ライブ配信閲覧画面下部の「質問する」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご質問はお一人様につき、３問まで、文字数は150文字までとさせていただきます。

（３）　動議の提出方法

動議をご提出される場合には、議長の指示に従って、画面下の「動議」ボタン内から動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

４．事前のご意見・コメント等について

「２．アクセス方法」に従ってアクセス・ログインしていただき、「質問する」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご意見・コメント等は、お一人様につき、３問まで、文字数は150文字までとさせていただきます。

［事前受付期間］2022年３月15日（火）午前０時～2022年３月29日（火）午後12時

※受付期間終了後にお送りされたご意見・コメント等にはお答えできかねます。

※株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に、総会当日にご説明させていただく予定です。

５．代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様１名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。

＜代理人に関する書類の提出先＞

〒150-6190　東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号　渋谷スクランブルスクエア
株式会社メタップス　株主総会担当者宛

＜ご提出期限＞

2022年３月29日（火曜日）午後５時必着

注意事項

・書面又はインターネットによる議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会にインターネット経由で出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合は、本総会において最後に行われたものを有効な議決権行使とし、事前の議決権行使は無効とさせていただきます。事前に議決権行使のうえ、当日バーチャル株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。事前に議決権行使をせず、当日バーチャル株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権として取り扱わせていただきます。

・株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。

・当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。

・株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。

・ご視聴いただく際の接続料金および通信料等は株主様のご負担となります。

・映像や音声データの第三者への提供や、SNSなど公開での上映、転載・複製・録画・録音およびログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。また、ID及びパスワードを第三者に伝えることも禁じます。

・本総会当日のライブ配信のための撮影は、議長及び当社役員を配信するためのものとなります。ご理解くださいますようお願い申しあげます。

・その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。
https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533

【当日のログイン方法、操作方法等に関する問い合わせ窓口】
問合せ先：03-6416-5287
（　受付日時：　2022年３月30日(水曜日) 午後２時～午後５時　）